

復興計画

社会福祉法人ライフケア赤井江復興計画



*イメージ写真

特別養護老人ホーム赤井江マリンホーム
(仮称)デイサービスセンターくろまつ荘
マリンホーム介護支援センター
マリンホーム地域包括支援センター

社会福祉法人ライフケア赤井江

社会福祉法人ライフケア赤井江復興計画

要 旨

この度の東日本大震災により発生した大津波により、法人の10の事業のうち7事業が壊滅的な被害を受けた。順風満帆であった法人運営に大きな爪痕を残す結果となった。

基幹施設である①特別養護老人ホーム赤井江マリンホームをはじめ②同事業所併設のショートステイ、③岩沼市デイサービスセンターくろまつ荘(岩沼市指定管理受託施設)、④岩沼市デイサービスセンターほほえみ荘(岩沼市指定管理受託施設)、⑤マリンホーム介護支援センター、⑥マリンホーム地域包括支援センター及び、⑦建設中の認知症高齢者グループホーム相野釜を失った。

特に認知症高齢者グループホーム相野釜は法人として、3カ所目の高齢者グループホームとして内外から期待されておりました。入所直前の利用者や家族の落胆は、如何ともしがたく。生活環境を大きく変える災害となったことはいうまでもない。

また、同時に引き渡し直前であったことから、採用予定者を解雇せざるを得なかったことや、多額の建設費の支払いが残る等、大きな財政負担を強いられることとなった。

幸い大津波の襲来時には直前に仙台空港ビルに全利用者、従業員が避難。一人の犠牲者も出すことなく、難を逃れたことが唯一の救いであるが、現在は、基幹入所施設を失い、利用者を当法人の運営する事業所や他法人の施設に緊急避難的にて入居して頂いている状態である。

現在のところは、要介護状態にある利用者の方々の生活保持を図るなか、介護報酬の算定も行える状況ではあるが、今後の算定については更なる整備要件が必要になり制約がつきまとう状況にある。

また、3カ所での生活の継続にあたり介護従事者の負担も大きく、一方経費についても事業の休止状態に伴い収入が大幅に減少するなか、人手は必要という状況であり今後の法人運営についても大きな課題となっている。

については、復旧元年と位置づけられた平成23年度事業計画に基づき、今日まで利用して下さった方々の生活の保持ならびに、施設、通所サービス、短期入所サービスの復興を心待ちにしてくださる方々。法人の事業運営継続という意味で制度的、物理的な問題はあるもののいち早い復興計画の策定が必要となることから今後の復興指針に資するものである。

平成23年5月31日

社会福祉法人ライフケア赤井江

社会福祉法人ライフケア赤井江 復興計画

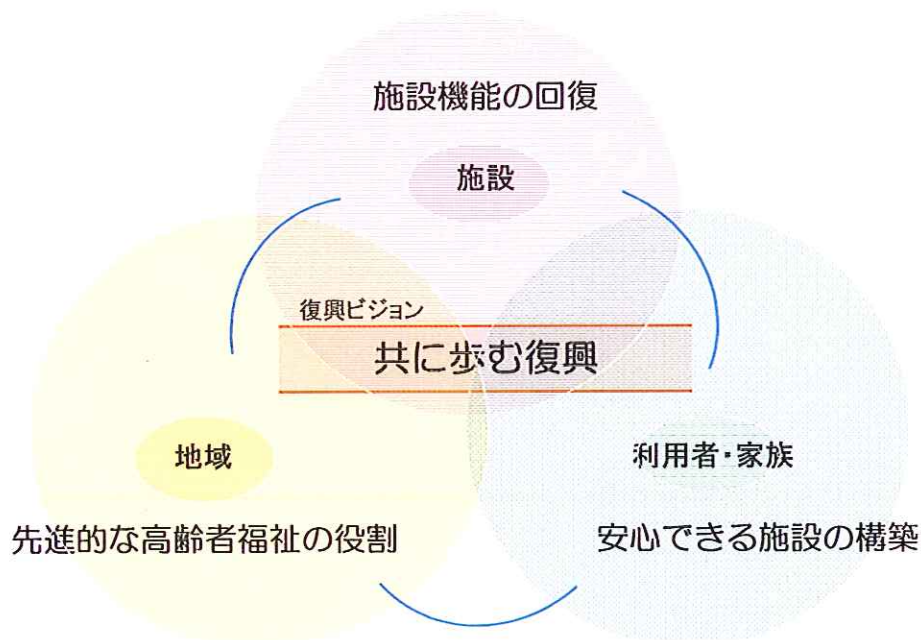
～特養を中心にした複合施設の復興を目指して～

■復興方針の基本的な考え方と想定する期間

■復興方針の基本理念

当法人は岩沼市の高齢者福祉の発展と共に歩み、地域の方々、家族、職員、その他関係各位の協力と共に今日に至っております。

については、災害復興にあたり当法人の基本理念「心ふれあう・やすらぎの理想郷」の復興のため『共に歩む』を復興理念とし、次に掲げる各基本理念に基づき、実効性・現実性のある計画を策定し災害復興に取り組むものである。



○施設機能の回復

- ・総合的な福祉事業所の復旧による高齢者福祉事業の継続
- ・地域コミュニティの再生
- ・複数階層の建物構築・避難場所の確保

○先進的な高齢者福祉の役割

- ・非常災害時の高齢者の地域拠点の整備を踏まえた復興

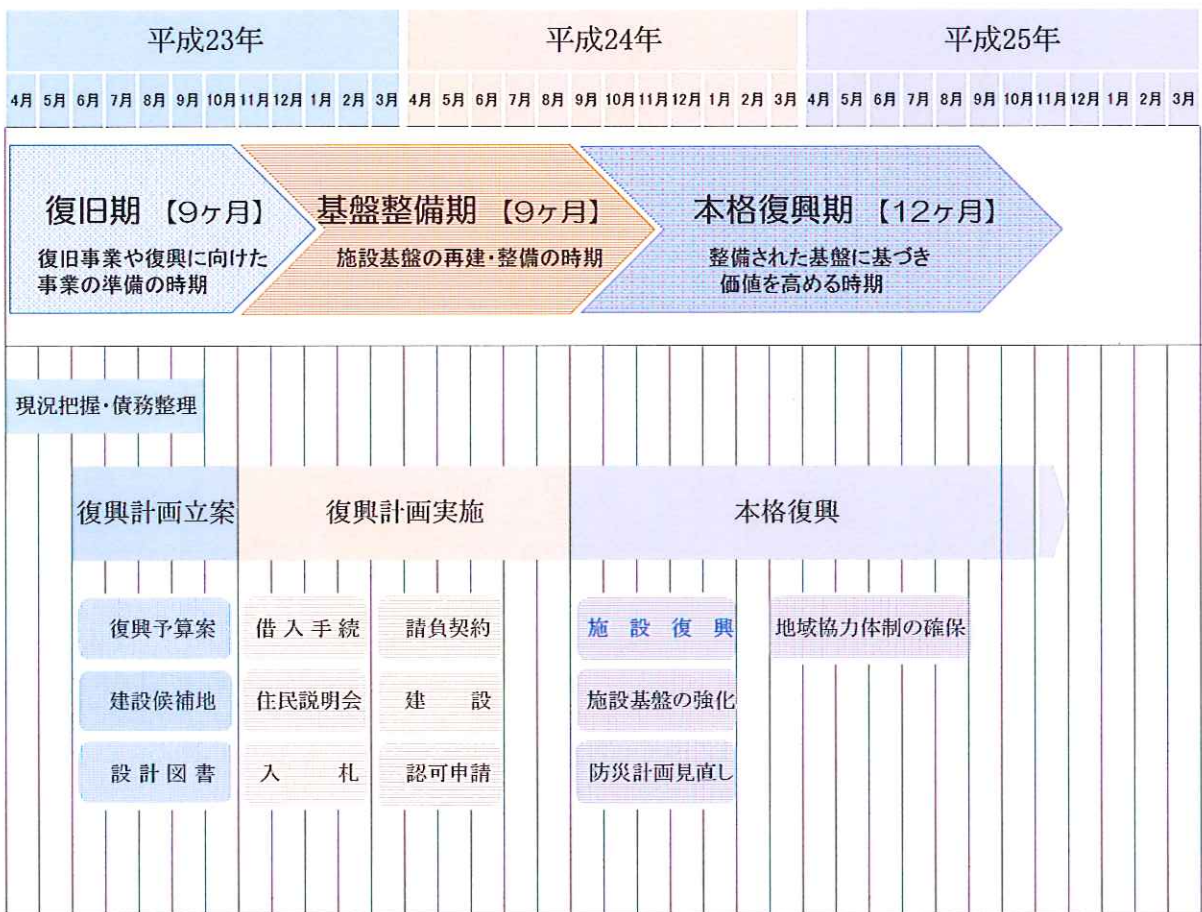
○安心できる施設の構築

- ・経験と実績をいかした災害対策の強化
- ・国、県、市、地域、関係諸団体等の積極的な協力体制の確立
- ・自立型エネルギーの整備

■復興方針の基本的な考え方と想定する期間

■復興方針で想定する計画期間

本計画の計画期間は、平成23年度から平成25年度までの概ね3年間を示唆している。
 長期・短期的な視点に立ち基本理念を実現するため、復旧期・基盤整備期・本格復興期を設定しスピード感を持って各種事業に取り組みます。



■復興方針及び復興計画

1. 施設機能の回復

- ・総合的な福祉事業所の復旧による高齢者福祉事業の継続
- ・地域コミュニティの再生
- ・複数階層の建物構築・避難場所の確保

【復興に向けた基本方針】

- 施設機能の回復については、当法人の基幹施設である特別養護老人ホームの復興が不可欠でありまた、同一敷地内で事業展開をしていた短期入所生活介護、通所介護、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、認知症高齢者グループホームと多種にわたる事業運営を行っていたことから、特養を中心とした福祉拠点の復興が最重要である
- 復興場所については、災害等の対策・地域コミュニティの維持の双方の観点から、現地以外の新たな場所への復興計画を行うものである。
- なお、災害等の対策とし複数階層の建物の構築・避難場所(交流スペース等)の確保を踏まえ復興計画を策定する。

【復興計画案】

①複合的な施設整備

- ・特別養護老人ホーム・短期入所生活介護・通所介護・居宅介護支援事業所・地域包括支援センターの復興による入所及び在宅双方の観点からの施設整備を行う。

②復興場所

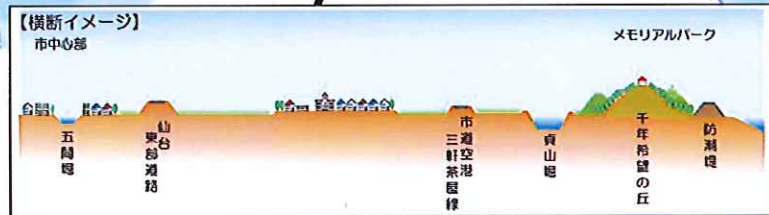
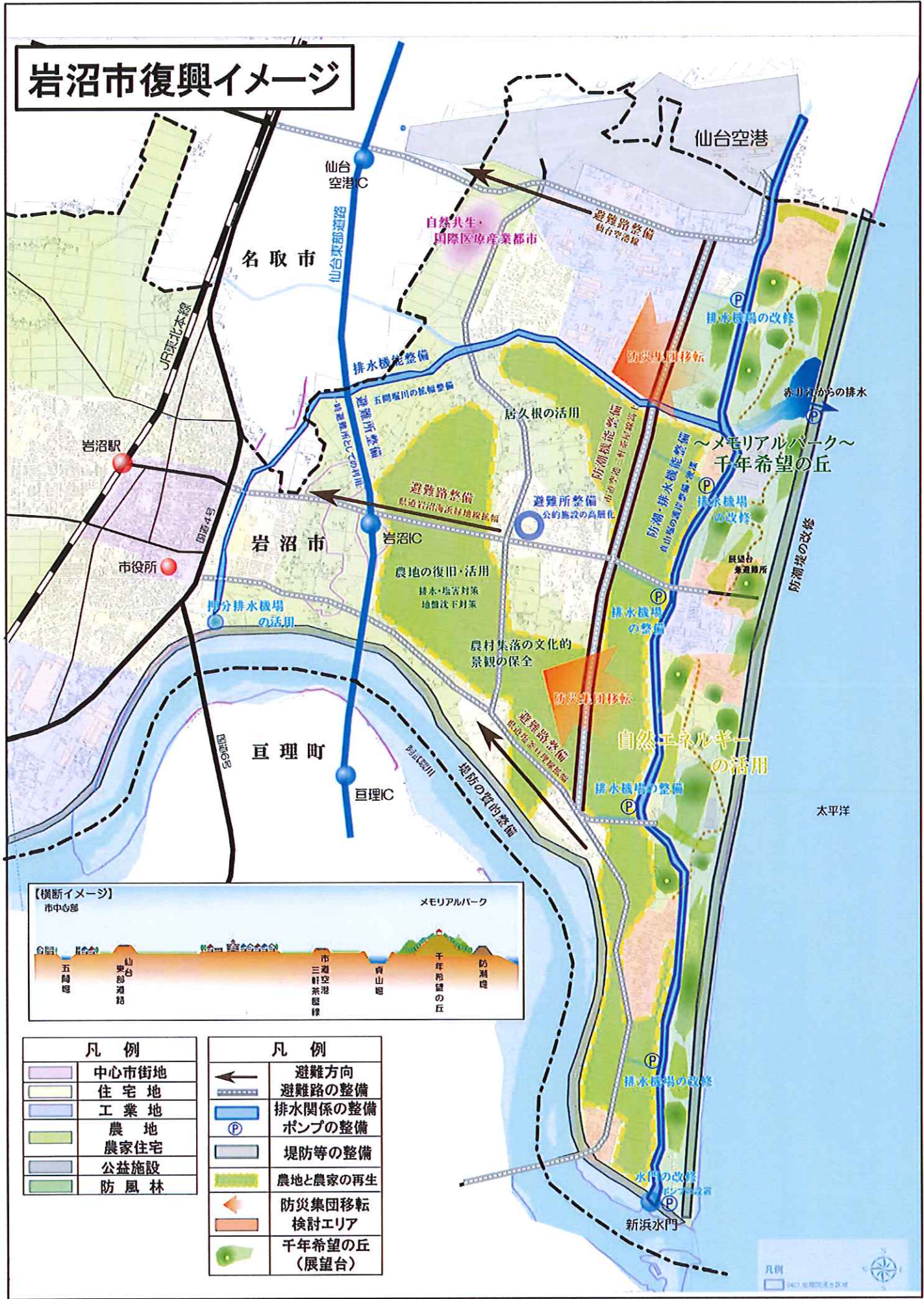
- ・岩沼市震災復興計画に基づき、地域コミュニティの再生・集約化との観点より復興計画に準ずるものとし、東部地区地域の高齢者福祉における拠点整備を図る。

③複数階層の建物構築・避難場所の確保

- ・災害対策等の観点より、施設の高層化および地域の交流や非常災害時を想定した場所の確保(地域交流ホール)を念頭に、安全・安心が提供できるよう一定の防災設備を適切に整備する。



岩沼市復興イメージ



凡例	
	中心市街地
	住宅地
	工業地
	農地
	農家住宅
	公益施設
	防風林

凡例	
	避難方向
	避難路の整備
	排水関係の整備 ポンプの整備
	堤防等の整備
	農地と農家の再生
	防災集団移転 検討エリア
	千年希望の丘 (展望台)

凡例
0401 復興関係水区域

■復興方針及び復興計画

2. 先進的な高齢者福祉の役割

- ・非常災害時の高齢者の方々の地域拠点の整備を踏まえた復興

【復興に向けた基本方針】

- 今後の災害に備え、中長期化する高齢者の方々の避難所生活を円滑に維持するための役割を担うべく、体制・諸設備の確保を図る。

【復興計画案】

①高齢者の避難所の設置

- ・災害を想定し要介護状態にある高齢者の避難所としての役割と地域コミュニティの保持のため地区割り当てを担う。(市との協議事項に応じて計画見直し)

②避難所の運営体制

- ・災害時で、避難所の開設がされる状況下において、行政区等による高齢者受入の避難所としての運営を目指し運営マニュアル等の整備を図る。

③避難所生活に必要な諸設備の整備

- ・水・食料・生活用品の備蓄、当面の避難生活を維持するための諸設備の確保を図る。

■復興方針及び復興計画

3. 安心・安全な施設の構築

- ・ 経験と実績を生かした防災計画の強化
- ・ 特に地域の孤立化が示唆される東部地域における、自立型エネルギーの確保

【復興に向けた基本方針】

- 今後の災害に備え、本災害での教訓・防災対応の検証に基づき、防災計画の充実化及び見直しを図る。
- 災害では、長期停電により通信機能の障害が、災害対応に支障をきたしたことから、通信機能設備の構築並びに、自治体等の連絡体制の構築。孤立化した際における自立型エネルギーの確保を図る。

【復興計画案】

① 防災計画における重点項目(案)

- ・ 災害での教訓・防災対応の検証に基づき重点項目を挙げ計画の充実化を図る。

② 見直しにあたっては、復興期の段階に応じ適切な見直しを図る。

- ・ 災害対策本部体制(配備体勢と役割分担)
- ・ 津波避難計画
- ・ 情報収集・伝達体制
- ・ 自治体との広域連携
- ・ 避難所対応(開設・運営体制、職員体制、物資対策)等

③ 自立型エネルギーの確保

- ・ 自然エネルギー(太陽光発電等)や自家発電装置等の導入検討。



特別養護老人ホーム赤井江刈水一上移転改築工事

株式会社 西野宏史建築設計事務所

ライフケア赤井江復興計画

